

平成30年度 茨城県奨学生募集要項（在学採用）

茨城県教育委員会では、経済的理由により修学に困難がある優れた生徒に対し学資として奨学金を貸与しています。大学、短期大学、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に在学している人を対象に茨城県奨学生の募集をいたします。

第1 募集概要

1 出願者の資格（以下の全てに該当）

- (1) 茨城県内に居住する者の子弟であること。
- (2) 大学（短期大学を含む）又は専修学校の専門課程に在学すること。
- (3) 健康で修学に十分耐えうること。
- (4) 人物・学業ともに優れていること。
- (5) 学資の支弁が困難と認められること。
- (6) 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていないこと。

※ 併願することはできますが、日本学生支援機構奨学金と併給することはできません。

2 貸与月額、募集人員及び貸与期間

区 分	貸与月額	募集人員	貸与期間
自宅通学	36,000円	80人程度	平成30年4月から在学する大学等の正規の修業期間のうち残修業期間中
自宅外通学	40,000円		

3 貸付利息、貸与方法

- (1) 貸与利率 無利子
- (2) 貸与方法

奨学資金は「口座振込依頼書」で指定された口座に、原則として年4回に分けて振り込みます。なお、平成30年度の第1回の支払は平成30年8月を予定しています。

第1回振込：5月（4月～6月分）	} 平成30年度のみ8月に振込
第2回振込：7月（7月～9月分）	
第3回振込：10月（10月～12月分）	
第4回振込：1月（1月～3月分）	

4 出願方法

- (1) 貸与希望者は、「奨学生願書」及び必要関係書類を在学している学校に提出してください。
- (2) 各学校は、「奨学生願書」・添付書類をとりまとめ、「奨学生推薦調書」を作成し、「平成30年度奨学生推薦一覧」とともに茨城県教育委員会へ提出してください。

※「記載例」及び「募集についてのQ&A」を必ず確認してください。また、例年書類の不備により選考業務に支障が出ていることから、提出の前に「提出書類チェックシート」で提出書類を確認し、不備のないようにしてください。

5 提出書類

	提出書類名	作成者 (準備する者)	備考
1	平成30年度奨学生推薦一覧	学校	
2	奨学生推薦調書（様式第1号）	学校	学校から、作成のために高等学校の成績証明書などの提出を求められる場合があります。
3	奨学生願書（様式第3号）	申請者	後段12頁「記載例」参照
4	年間収入及び扶養状況の証明書	申請者	後段4頁「第2 添付書類」参照
5	特別控除に該当することの証明書類（該当者のみ）	申請者	後段5頁「第2 添付書類」参照
6	自宅外通学の証明書類（該当者のみ）	申請者	自宅外通学の証明書類
7	口座振込依頼書	申請者	後段15頁「記載例」参照 ※口座番号が確認できるものの添付が必要
8	提出書類チェックシート （貸与希望者用）	申請者	
9	年間の授業料がわかる書類	学校	書式任意、既存資料可
10	提出書類チェックシート （学校用）	学校	
11	その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	申請者	家計状況などを確認するため、書類の提出を求めることがあります。

6 出願期限 平成30年5月11日（金）（当日消印まで有効）

※ 各学校で締切を設定していますので、必ず確認してください。

7 採用決定

奨学生選考委員会により採否を決定し、平成30年7月中旬までに学校を通じてお伝えします。

8 貸与の中止・停止

(1) 中止

次のいずれかに該当するときは、貸与を中止します。

- ア 退学したとき。
- イ 親権者又はこれに代わる者が本県外に転出したとき。
- ウ 傷い疾病などのため成業の見込みがないとき。
- エ 学業成績又は操行が不良となったとき。
- オ 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるとき。
- カ 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- キ その他奨学生として適当でないと認められるとき。

(2) 停止

休学したときはその期間貸与を停止します。

9 返還

貸与した奨学資金は、貸与終了から6か月据置き後、10年以内で、年賦又は半年賦により返還いただきます。

なお、奨学生が死亡したとき又は心身障害のため労働能力を喪失したときのほかには返還の免除を認めていません。

◆返還事例（10年間、半年賦（年2回）で返還する場合）

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還半年賦額	返還回数
自宅	36,000 円	48 月	1,728,000 円	86,400 円	20 回
自宅外	40,000 円	48 月	1,920,000 円	96,000 円	20 回

(1) 奨学生として採用されたときは、連帯保証人及び保証人（各々独立の生計を営む成年者2人（うち1人は茨城県内居住者））を要します。

(2) 貸与が終了したときは、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書が必要です。

10 その他

自宅外通学月額の貸与を受けていた方が自宅から通学することになった場合には、自宅通学月額に変更いたします。

※ 自宅通学月額から自宅外通学月額への変更はいたしません。

11 問い合わせ先

〒310-8588 水戸市笠原町978-6
茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当
(電 話) 029-301-5245
(FAX) 029-301-5269
(E-mail) kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

第2 添付書類

1 留意事項

- (1) 以下の添付書類を欠く場合は、判定材料を欠くものとして不採用となることがあります。
- (2) A4判以外の書類はA4判の紙に貼り付けて御提出願います。

2 年間収入証明書類

父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について次の書類

- (1) 市町村役場発行の「所得証明書」(原本)(直近年のもの)

※父母が働いている働いていないにかかわらず、父母両方の所得証明書が必要です。
※後述する特別控除「母子・父子世帯」の要件確認のため、同居の祖父母の所得証明書が必要な場合があります。

[給与所得の範囲]

- * 給料・賃金(賞与を含む)
- * 専従者給与(白色申告も含む)
- * 年金
- * 傷病手当金・失業給付金・生活保護法による扶助費

※退職手当については、一時所得とみなし、給与所得の範囲に入りません。

- (2) 平成29年の途中又は平成30年に退職・就職・転職などのため、給与所得が大幅に変動した又はする場合

下記の証明書類を提出してください。

- ・年間収入見込算出表(申請時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、平成30年一年間の年収を推算して、貸与希望者が作成。様式は任意)
- ・最新の給与明細書、雇用保険受給資格者証など月額収入の分かるもの

- (3) 1人に2つ以上の収入がある場合

上記に準じ全ての収入を証明する書類を提出

3 自宅外通学の証明書類(次のいずれか)

出願者の住民票(自宅外に移転登録後のもの)か、住居(自宅外)の賃貸借契約書の写し(家主の証明書可)のいずれか

4 特別控除に該当することの証明書類

特別の理由	証明書類
1 母子・父子世帯 (下段の※印参照)	原則不要(様式第3号「奨学生願書」の「家族経済状況及び奨学資金希望理由」欄に明記してください) (注) 同一世帯に祖父母がいる場合、祖父母の所得確認のため、祖父母の所得証明書の提出が必要。
2 就学者のいる世帯 (専修学校一般課程・各種学校の在学者は含まない。)	「 <u>在学証明書</u> 」又は「 <u>学生証</u> 」の写し ※ 自宅外通学の場合は、住民票、賃貸借契約書の写しなど住所が確認できる書類の写しを添付してください。(自宅外の住所が確認できない場合は自宅通学とみなします。) ※ 本人及び小中学生は不要
3 障害者のいる世帯	「障害者手帳」の写しなど
4 長期療養者のいる世帯 (出願時に6か月以上療養中又は療養が必要な方)	平成29年度分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し(出願時まで)及び治療費及び医薬品費などの「年間支出見込算出表」。様式は任意。 (健康保険などによる医療給付又は損害賠償による補填される金額は除く。)
5 主たる家計支持者が別居している世帯(父母いずれか1人でも別居した場合は対象となる。)	別居していることを証明する書類、別居のために特別に支出している住居費等の領収書の写し及び当該費用の平成30年分「年間支出見込算出表」。様式は任意。(別居している家族への扶養送金は除く。)
6 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 (平成27年から出願時まで被害を受けたため、2年以上にわたり著しく困窮状態におかれる場合に限る。)	市町村発行のり災証明書及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類(保険・損害賠償などによる補填額は除く。)

※母子・父子世帯とは

- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得(給与所得控除後の金額、以下同じ)金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子だけの世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯

第3 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者とします。

2 学力について

(1) 一般推薦

ア 大学（短期大学を含む。）に在学する者については、前2カ年の成績の評定平均値が3.0（小数点第3位以下切捨て）以上である者

イ 専修学校の専門課程に在学する者については、学校長が勉学に意欲があると認める者

(2) 特例推薦

（1）にかかわらず、次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた成績を修める見込みがあると認められる者を、特例として推薦することができます。

- ① 第1学年在学者で、入学試験の成績が所属する学部・学科の入学者の上位2分の1以内である者
- ② 災害、病気その他の事故などにより主たる家計支持者を失った者
- ③ 出願前1か年以内に火災・風水害などにより著しい被害を受けた者の子弟
- ④ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ⑤ 障害のある者

なお、推薦時において留年している者は推薦ができません。

※ これらの事実について証明書の添付は必要ありませんが、面接等により確認し、奨学生推薦調書の参考事項欄にその旨を具体的に記載してください。

(3) 成績の判定

ア 第1学年在学者

高等学校の最終2か年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値を学力とします。

高等学校の成績が分からない場合は、学生より高校2、3年の成績証明を取り寄せるなどして確認してください。

また、履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法により、他の方法による評定は5段階法に換算してください。

イ 第2学年以上在学者

学校における前2か年（2か年未満の場合は、1か年）の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値を学力とします。

また、履修科目の評定は優（A）・良（B）・可（C）の3段階法により、優（A）は4、良（B）は3、可（C）は2に換算して下さい。また、他の方法による評定は3段階法に換算してください。

（例）

（ア）	（イ）	（ウ）	換算点
優	A	80～100点	4点
良	B	60～79点	3点
可	C	59点以下	2点

3 家計について

(1) 家計の判定

「認定所得金額」が「収入基準額」以下となることが必要です。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額（父母の所得金額合計）}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

※ 出願時から6か月以内に定年等により退職することが明らかな場合は推薦することができます。（4頁の「退職の場合」に準じて所得の証明書類を作成。）

(2) 所得金額の算定方法

ア 給与所得者の場合

「所得証明書」における「支払金額」から万円未満を切捨て、下記の区分に基づき、計算した額が所得金額となる。

区 分	計 算 式
収入金額400万円以下	「支払金額」×0.8－214万円=所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額400万円超 781万円以下	「支払金額」×0.7－174万円=所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額781万円超	「支払金額」－408万円=所得金額 (万円未満切り捨て)

イ 給与所得者以外の場合

「所得証明書」における所得金額がそのまま所得金額となる。

ウ 給与所得又は給与所得以外の所得が2つ以上ある場合

それぞれの所得金額を合算してください。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は0として扱います。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計。
- ② 父母いずれか一方しかいない場合は、当該の父または母のみの収入。
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入。
(2人いれば2人それぞれ)
- ④ 上記①～③の場合で、他者からの援助等（生活保護等、公的機関からのものは除く。）により学生本人の生計が維持されている場合には、援助額等も計上すること。

(3) 特別控除額

A. 世帯を対象とする控除

特 別 の 理 由		特 別 控 除 額			
1	母子・父子世帯	99万円			
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき) ※ 専修学校一般課程・各種学校の在学者は就学者に含みません。 ※ 出願者本人は、次ページ「B. 奨学金の貸与を受けようとする者を対象とする控除」が適用になります。	小学校		31万円	
		中学校		46万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		高等専門学校(1～3年)	国公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		高等専門学校(4～5年)	国公立	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
		大学	国公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
		専修学校 高等課程	国公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専修学校 専門課程	国公立	36万円	81万円
			私立	102万円	147万円
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円			
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
5	主たる家計支持者が別居している世帯(父母いずれか1人でも別居した場合に対象)	別居のため支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とします。			
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

B. 奨学金の貸与を受けようとする者を対象とする控除

奨学金の貸与を受ける者		控 除 金 額		
1	高等専門学校に在学している場合	国・公立高等専門学校（4～5年及び専攻科）	自宅通学	43万円
			自宅外通学	72万円
		私立高等専門学校（4～5年及び専攻科）	自宅通学	87万円
			自宅外通学	116万円
2	大学に在籍している場合	国・公立大学	自宅通学	23万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	70万円に授業料年額を加えた額
		私立大学	自宅通学	37万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	84万円に授業料年額を加えた額
3	専修学校の専門課程に在学している場合	国・公立専修学校専門課程	自宅通学	19万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	64万円に授業料年額を加えた額
		私立専修学校専門課程	自宅通学	41万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	86万円に授業料年額を加えた額

【備考】

- 1 A欄の「就学者のいる世帯」による控除は、奨学金の貸与を受ける者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校専門課程の申込時における授業料年額とする。
- 4 奨学金の申込時において、子供が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に5.0万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できることとする。

(4) 収入基準額

世帯人員(※)	収入基準額	備 考
1 人	1 3 9 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、12万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。 ※ 世帯人員とは、父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
2 人	1 9 8 万円	
3 人	2 1 2 万円	
4 人	2 2 9 万円	
5 人	2 3 9 万円	
6 人	2 5 0 万円	
7 人	2 6 2 万円	

● 収入・所得の目安 【収入が父（又は母）1人のみの場合】

区分	給与所得 (所得証明書の支払金額)		給与所得以外 (所得証明書の所得金額)	
	国公立大	私立大	国公立大	私立大
3人世帯	約657万円	約716万円	約286万円	約345万円
4人世帯	約740万円	約799万円	約342万円	約401万円
5人世帯	約806万円	約865万円	約398万円	約457万円

※ あくまでも目安ですので、家族の状況によって異なります。(1)の計算式により家計の判定を行ってください。

— 計算例（4人家族） —

父：給与所得 年収 500 万円（所得証明書の支払金額）
 母：給与所得 年収 400 万円（所得証明書の支払金額）
 本人：国立大学1年生 自宅
 妹：県立高校3年生 自宅

① 所得金額 282 万円 (A)

{ 父の所得金額 = 500 万円 × 0.7 - 174 = 176 万円
 母の所得金額 = 400 万円 × 0.8 - 214 = 106 万円

② 特別控除額 113 万円 (B)

{ 本人（国立大学自宅） 74 万円
 妹（県立高校自宅） 39 万円

③ 認定所得金額 (C = A - B) 169 万円

収入基準額：229 万円（4人世帯） > 169 万円

→ 認定所得金額が収入基準額以下であるため、推薦できる。

様式第3号(第2条関係)

自宅外通学希望者(朱書)

(表)

自宅外希望

自宅外通学を希望する
方のみ朱書で記載

茨城県教育委員会

奨 学 生 願 書									
ふりがな	いばらき はなこ			※ 男			奨学資金の貸与希望期間		
氏 名	茨城 花子			(満18歳) 女			平成30年 4月から 平成34年 3月まで 4年 月間		
在 学 校	○ ○	大学	文	学部	文学 科	第 1 学年			
		学校		課程					
校 所 在 地	東京都新宿区新宿 1-2-0								
本 人 現 住 所	東京都新宿区新宿 1-2-0 ハイッ下落合 102号室								
家 族 現 住 所	茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 900-0								
家 計 内 容	給与収入金額				※ 営業等・農業・不動産・利子・配当				所得金額
	6,512,345 円								円
	841,234								円
	合計 7,353,579 円				合計				円
家 族 状 況	続柄	氏 名	年齢	職業	勤 務 先	役職名	年収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日(歳)	
	○父	茨城 太郎	50歳	会社員	(株)茨城商店	課長	6,512,345 円		
	母	良子	45	パート	水戸ストア		841,234	就学者の在学 学 校 名	学年
	×本人	花子	18	大学生				現在までの 県奨学資金 貸与の有無	
	弟	一郎		中学生				笠原中	3年 ※有 (無)
									有 無
									有 無
									有 無
合計(4 人)									
※ 本人が具体的かつ詳細に記入してください。									
母子・父子世帯である場合はその旨記入してください。									
奨学資金希望理由									

本人の履歴	平成27年 3月 水戸市立笠原中学校卒業	年 月
	平成30年 3月 茨城県立水戸第一高等学校卒業	年 月
	年 月	年 月

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

平成30年 4月24日

下記の「記載上の注意6」を読み、適切な人を連帯保証人にしてください。

本人氏名 茨城 花子
ふりがな いばらき はなこ

連帯保証人氏名 茨城 太郎
ふりがな いばらき たろう

現住所 水戸市笠原町978-6

続柄 本人の(父)

昭和41年2月10日生

茨城県教育委員会教育長 殿

《記載上の注意》

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的、かつ、詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人)で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

整理番号

奨学生推薦調書		記入者 氏名印	山田 三郎 印	
本人の 氏名	茨城 花子			
学校名	○ ○ 大学 文 学部 文学科 第1学年 (正規の修業期間 4年)			
成績 記入 欄	※(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、高等専門学校、大学、専修学校の専門課程の成績評定表)			
	学年	(2)年	(3)年	合計
	科目評定			
	5	4	5	9
	4(優)	3	3	6
	3(良)	4	3	7
	2(可)			
	1			
	合計		11	A22
	評定科目数 認定値 $5 \times (9) = (45)$ $4 \times (6) = (24)$ $3 \times (7) = (21)$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計A(22) B(90)			評定平均値 $\frac{B}{A} = 4.09$
募集要項7頁を参照し、必ず記入すること。 (小数点第3位で切り捨て)				
その他 推薦の 参考 事項	募集要項6頁の推薦基準を参照し、必ず具体的かつ詳細に記載してください。			
	特に特例推薦の場合は、①～⑤のどの条件に該当するか記載してください。			
	記載のないものは、推薦基準を満たさない者として不採用とすることがあります。			
	(記載例)			
	本学生は、高等学校を優れた成績で卒業し、本学文学部に入学しました。			
	高校時代には、読書感想文コンクールで入賞するなどの実績を残し、その能力の伸長が期待されます。			
	また、授業への出席状況もよく、熱心に受講し、課題を発表する際にはしっかりと報告を行うなど、他の学生の見本となる態度で学生生活を送っています。			
	将来は、国語の教師を志し意欲的に学修に取り組んでおり、卒業後の社会への貢献度は大きいと期待されます。			
このような意欲のある学生であるため、奨学生として推薦しました。				
上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので、推薦いたします。 年 月 日 学 校 長 印 茨城県教育委員会教育長 殿				

(記載の注意)

- ※印の所は該当する所を○で囲み、×印の所は記入しないこと。
- 成績評定表は、原則として前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。
- 評定平均値は、少数第2位まで記入のこと(小数第3位切り捨て)。
- その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

30 口座振込依頼書

茨城県教育委員会教育長 殿

私に貸与される茨城県奨学資金は、下記の口座へ振込願います。

平成30年 4月25日

本人 連絡先	学 校 名	国立〇〇大学 (学校) 文 学 部 (学科) 1 年		
	氏 名	茨 城 花 子 印		
	現 住 所	〒161-0033 (電話 03-〇〇〇〇-1234) (携帯080-〇〇〇〇-1234) 新宿区下落合1-2-〇 ハイツ下落合102号室		
	帰 省 先	〒310-0852 (電話 029-〇〇〇〇-1234) 水戸市笠原町9〇〇-〇		

ゆうちょ銀行の場合は、
新たに金融機関コード
(9900)及び支店コード(3
桁)が割り振られていま
すので、ゆうちょ銀行ま
でご確認ください。

振込先	金融機関	〇 〇 銀行 〇 〇 支店	
		金融機関コード(4桁) 0123	支店コード(3桁) 012
	預金種別	(1) 普通 2 当座	
	口座番号	No. 0001234 (7桁)	
	フリガナ	イバラキ ハナコ	
	口座名義	茨 城 花 子	

※ 本人名義の口座を指定すること。

※ 間違いがないか十分に確認すること (特に預金種別・口座番号)。口座に変更がある場合は必ず速やかに届け出ること。

※ 口座番号が確認できるもの (通帳の表紙の写し等) を添付すること。

貸 与 月 額	自宅通学 36,000円	自宅外通学 40,000円
---------	-----------------	------------------

希望する貸与月額に○印を付けて下さい (自宅外通学者はいずれか選択できますが、自宅通学者は、自宅通学のみ選択となります。)

忘れずに記入願います。

(学校記入欄)

学 校 連絡先	学 校 名	〇 〇 大 学 (〇 〇 校)		
	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇-〇-〇		
	担 当 課	学生部 学生課 (〇〇係) 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線 (〇〇〇)	担当者名	山田

